

会計規程の変更案

変更前（変更点に下線）

平成27年4月28日施行
平成28年4月1日変更
令和元年7月1日変更
令和3年6月30日変更
令和4年4月1日変更
令和5年4月3日変更

変更後（変更点に下線）

平成27年4月28日施行
平成28年4月1日変更
令和元年7月1日変更
令和3年6月30日変更
令和4年4月1日変更
令和5年4月3日変更
令和 年 月 日変更

会計規程

電力広域的運営推進機関

会計規程

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第1章 総則 (勘定区分)</p> <p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、<u>法第28条の52</u>及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。</p> <p>(1) <u>広域系統整備交付金交付業務</u></p> <p>(2) 法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務(供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、<u>系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務</u>をいう。)</p> <p>(3) 法第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務(<u>解体等積立金管理業務</u>をいう。)</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>第3章 予算及び資金 (予算等の実施計画)</p> <p>第9条 本機関は、<u>法第28条の50</u>の規定により経済産業大臣の認可を受けた予算及び事業計画に基づいて、その実施計画を作成し、業務の合理的かつ効率的運営を図るものとする。</p> <p>(予算の繰越)</p> <p>第13条 本機関は、毎事業年度、<u>剰余金</u>を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。</p> <p>(資金の調達及び運用)</p> <p>第14条 本機関は、<u>法第28条の53第1項</u>に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は広域的運営推進機関債の発行(広域的運営推進機関債の借換えのための発行を含む。)をする場合には、同項の規定により、事前に経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 本機関は、<u>法第28条の55</u>に規定する方法により、業務上の余裕金の運用を行うことができる。</p> <p>3 本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第15条の15及び第41条に規定する方法により、<u>解体等積立金及び納付金</u>の運用を行うことができる。</p> <p>第6章 資産 (資産の区分)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、<u>電源入札拠出金、退職給付引当資産、長期投資</u>その他の資産とする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>第1章 総則 (勘定区分)</p> <p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、<u>法第28条の54</u>及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。</p> <p>(1) <u>広域系統整備交付金交付等業務</u></p> <p>(2) 法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務(供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、<u>系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務</u>をいう。)</p> <p>(3) 法第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務(<u>交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務</u>をいう。)</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>第3章 予算及び資金 (予算等の実施計画)</p> <p>第9条 本機関は、<u>法第28条の52</u>の規定により経済産業大臣の認可を受けた予算及び事業計画に基づいて、その実施計画を作成し、業務の合理的かつ効率的運営を図るものとする。</p> <p>(予算の繰越)</p> <p>第13条 本機関は、毎事業年度、<u>利益</u>を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。</p> <p>(資金の調達及び運用)</p> <p>第14条 本機関は、<u>法第28条の55第1項</u>に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は広域的運営推進機関債の発行(広域的運営推進機関債の借換えのための発行を含む。)をする場合には、同項の規定により、事前に経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 本機関は、<u>法第28条の57</u>に規定する方法により、業務上の余裕金の運用を行うことができる。</p> <p>3 本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第15条の21及び第41条に規定する方法により、<u>交付金相当額積立金及び解体等積立金並びに納付金</u>の運用を行うことができる。</p> <p>第6章 資産 (資産の区分)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産<u>及び投資</u>その他の資産とする。</p> <p>4 [略]</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第7章 負債及び純資産 (純資産の区分) 第35条 純資産は、<u>剰余金</u>又は繰越欠損金とする。</p> <p>第9章 決算</p> <p>[新設]</p> <p>(合計残高試算表及び債務負担行為報告書) 第39条 [略]</p> <p>(年度末決算) 第40条 [略]</p> <p>(財務諸表等) 第41条 本機関は、<u>法第28条の5第1項</u>の規定により、事業年度の開始の日から3か月以内に、前事業年度の財務諸表等を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 2・3 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>第10章 雑則 (実施細則) 第42条 [略]</p>	<p>第7章 負債及び純資産 (純資産の区分) 第35条 純資産は、<u>利益剰余金</u>又は繰越欠損金とする。</p> <p>第9章 決算 <u>(会計基準)</u> 第39条 <u>本機関の会計については、この規程の定めるところによるものとし、この規程に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</u></p> <p>(合計残高試算表及び債務負担行為報告書) 第40条 [略]</p> <p>(年度末決算) 第41条 [略]</p> <p>(財務諸表等) 第42条 本機関は、<u>法第28条の5第3項</u>の規定により、事業年度の開始の日から3か月以内に、前事業年度の財務諸表等を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 2・3 [略]</p> <p><u>(公認会計士又は監査法人の監査)</u> 第43条 <u>本機関は、財務諸表等(事業報告書を除く。)について、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。</u></p> <p>第10章 雑則 (実施細則) 第44条 [略]</p>
備考：表中の [] は注記である。	

附則（令和 年 月 日）

この規程は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行し、令和5年4月1日に始まる事業年度の決算から適用する。ただし、第43条の規定は、令和6年4月1日に始まる事業年度の決算から適用する。